

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	食品工場における蒸気駆動エアコンプレッサーへの更新
排出削減事業者名	月島食品工業株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：－)
事業実施場所	東京工場 (東京都江戸川区東葛西 3-17-9)
事業の概要	食品工場で使用していた電動エアコンプレッサーを蒸気駆動コンプレッサーに更新することにより、エネルギー使用の合理化を進め、二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数使用】 2012 年度：15 tCO <sub>2</sub> /年 事業実施期間合計：15 tCO <sub>2</sub> 【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】 2012 年度：11 tCO <sub>2</sub> /年 事業実施期間合計：11 tCO <sub>2</sub>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 3 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 046 蒸気駆動エアコンプレッサーへの更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：東京工場</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年1月29日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを関係者等への質問、現地目視により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、証拠書類、担当者への質問、検算により、3.5年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、証拠書類（注文書、見積書、供給会社提供資料等）と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出（本事業は補助金を受けていない）している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者の事業実施場所は食品の製造を行っており、ISO14001の第3者認証取得や、省エネの取組が東京都から表彰される等、従前より環境対策に積極的に取り組んでいる。当該取組の一環として本制度を活用することにより、一層の省エネと地球温暖化防止を図ることとしている。以上のことを関係者等への質問により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについて、関係者等への質問により確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「蒸気駆動エアークOMPRESSORへの更新：方法論番号：046」に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件1：根拠資料（本事業による省エネルギー診断報</p>

要件	審査手続き
	<p>告書) の閲覧により、既存のエアークンプレッサーよりも高効率の蒸気駆動エアークンプレッサーを導入することを確認した。</p> <p>適用条件 2: 本事業による設備導入を行わなかった場合、事業実施前の既存設備を継続利用することが可能であったことを現地目視、関係者への質問により確認した。</p> <p>適用条件 3: 蒸気駆動エアークンプレッサーで生産した圧縮空気を自家消費することを現地目視、関係者への質問により確認した。</p> <p>適用条件 4: 本事業実施後の使用熱量が把握できることを根拠資料 (本事業による省エネルギー診断報告書、メーカー記録様式) の閲覧、関係者への質問により確認した。また本事業実施後の圧縮空気の発生量が把握できることを根拠資料 (本事業による省エネルギー診断報告書、メーカー記録様式) の閲覧、関係者への質問により確認した。</p> <p>適用条件 5: 事業実施後も排気蒸気圧力条件は変化しないことを根拠資料 (本事業による省エネルギー診断報告書) の閲覧、現地目視 (配管系統: 本事業は従来減圧弁にて減圧していたものをエアークンプレッサーに有効活用するものであり、事業実施前後で変化しない)、関係者への質問により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、根拠資料 (本事業による省エネルギー診断報告書、機器仕様書、工事工程表等) の閲覧及び関係者等への質問、現地目視により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを根拠資料の閲覧、関係者への質問により確認した。</p>

#### 4. 特記事項

特記事項なし。

以 上